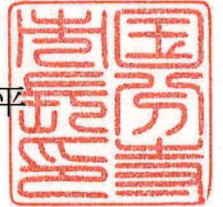


国分寺市告示第178号

地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2（公示送達）第1項、国分寺市市税賦課徴収条例（昭和25年条例第5号）第11条（公示送達）及び国分寺市国民健康保険条例（昭和34年条例第2号）第28条の規定により、別紙のとおり公示する。なお、この書類については市長が保管し、いつでも送達を受けらるべき者に交付する。

令和8年6月1日

国分寺市長 丸山 哲平



氏 名	文書件名
重澤 直希	地方税に関する書類